

設立趣意書
定 款

社団法人 中央調査社

今日、国際世界のなかにあるわが国の政治、経済、文化等各部門にわたる適正効率化を図るために調査が必須重要なことについては多く知られるにいたっています。近代社会機構はいよいよ複雑微妙となり、政治についても、経済についても積極性をもった調査活動によらなくては一步も踏み出しえないまで来っていると考えるものであります。

すなわち、それは民主政治の原則により国も積極的に国民の希うところをとらえ、これに応じた有効適切な政策を行うことよりほかないということであります。また経済においては今日、生産と消費の交換の場としての市場を支配しているものは、もはや単なる自由経済の法則のみではなく購買者の心理等までも問題点となっており、これが解明は在来の経済学や経営学のみでは不可能であり、新しい方法を必要とするのであります。また経営の合理化、貿易の振興等すべて新しい方法によらなくては、その場をえず、歩み得ないと考えるものであります。

調査は、いうまでもなく客観的な公正不偏な立場と、きびしい科学的方法によってのみ成しえるものであります。このときにあたり、たまたま国立世論調査所の機構改革により、ここに旧国立世論調査所の調査機構と、時事通信社の調査網を中核とし、民間各界の参加協力のもとに、名実ともに確固公正なる民間の新調査機関を設立し、より完全な、そして自由活発な調査活動の一新へと展開を図らんとするものであります。

識者各位の御賛同とご支援とを切望いたす次第であります。

発起人（五十音順敬称略）

人間野武雄	佐々部晚穂	藤本幸太郎
植村甲午郎	杉道助	藤山愛一郎
潮田江次	高野善一郎	古垣鉄郎
尾高朝雄	徳川宗敬	古野伊之助
小田嶋定吉	戸田貞三	堀越禎三
小保内虎夫	長崎惣之助	松方三郎
梶井剛	沼佐隆次	松下幸之助
上村藤吉	長谷川才次	吉田秀雄
小山栄三	久武猛彦	米山桂三
郡祐一	福岡誠一	与良工

定款

昭和29年9月21日 創立總會決定

昭和29年11月10日 内閣總理大臣許可

第1章 名称及び事務局

第1条 この法人は、社団法人中央調査社と称する。

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区銀座六丁目16番12号に置く。

この法人は、社員總會の議決を経て、必要な地に支部を設けることができる。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、政治、経済、文化等各部門にわたる各種調査を実施するとともに、調査の普及研究をなし、もって社会活動の能率化に資することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- 1 日本及び外国における実態調査、世論調査、市場調査等各種調査の実施
- 2 外国から受託した各種調査の実施
- 3 調査に関する普及及び研究
- 4 調査資料の整理及び作成
- 5 その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

第5条 この法人の資産は、左の各号よりなる。

- 1 設立当初寄付された財産目録記載の資産
- 2 寄付財産
- 3 会費
- 4 事業収入
- 5 資産から生ずる収入
- 6 その他の収入

第6条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第7条 この法人の資産は、会長がこれを管理し、その方法は社員總會の議決をもって定める。

第8条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 社員

第9条 この法人の社員は、この法人の目的に賛同し、入社した者をいう。

第10条 この法人の社員となるには、所定の様式による申込をなし、会長の承認を得るものとする。

第11条 この法人の社員は、会費を納入しなければならない。

会費は、社員総会で定める。

第12条 社員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき。
- 2 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は社員である団体が消滅したとき。
- 3 2年以上会費を滞納したとき。
- 4 除名されたとき。

第12条の2 社員は、所定の様式による退社届を会長に提出して、任意に退社することができる。

第13条 社員が次の各号の1に該当する場合には、社員総会において、社員総数の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 この法人の定款又は規則に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第5章 役員及び職員

第14条 この法人に次の各号の役員を置く。

- 1 理事 7名以上12名以内
- 2 監事 2名

理事のうち、1名を会長、2名以内を常任理事とする。

第15条 理事及び監事は、社員総会において社員及び学識経験者の中から選任する。

第16条 会長及び常任理事は、理事の互選によりこれを定める。

第17条 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第18条 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を統轄する。

第19条 常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を処理し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代理する。

第20条 理事は、理事会を組織し事業の執行を図る。

第21条 監事は、民法第59条の職務を行う。

監事は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第22条 役員任期は、すべて満2年とする。但し再任を妨げない。

補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第23条 役員任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

第24条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

顧問は、重要な事項について会長の諮問に応える。

第25条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

事務局には、事務局長及び事務局次長を置く。

事務局長は理事会の推薦により、会長が命ずる。

事務局次長は、事務局長の推薦により、会長が命ずる。

第26条 事務局長は、会長の命を受け、この法人の事務を統轄執行する。

事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

第6章 会議

第27条 社員総会は、通常総会と臨時総会とし、会長が招集する。

第28条 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要ありと認めたとき開催する。

第29条 社員総会の議長は、その総会において出席した理事及び社員の中から選出する。

第30条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開会することができない。但し招集再開のときはこの限りではない。

第31条 社員総会の議事は、出席社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第32条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決をなし、又は代理人に委託することができる。

この場合は、その社員は出席したものとみなす。

第33条 社員総会は、この定款に規定してある事項のほか左の事項を付議する。

- 1 事業計画の承認
- 2 歳入歳出予算の承認
- 3 決算の承認
- 4 定款の変更
- 5 財産の処分
- 6 解 散
- 7 その他会長が付議した事項

第34条 理事会は、理事をもって組織する。

第34条の2 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

通常理事会は、毎年2回開催する。

臨時理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

1 会長が必要と認めたとき。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第34条の3 理事会は、会長が招集する。

会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第34条の4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第34条の5 理事会については、第30条から第32条までの規定を準用する。

第35条 理事会は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、会議にかえることができる。

第36条 理事会には、この定款に規定してある事項のほか左の事項を付議する。

- 1 事業計画の決定
- 2 歳入歳出予算の決定
- 3 諸規程の制定並に改廃
- 4 その他会長が付議した事項

第7章 定款の変更及び解散

第37条 この定款は、社員の3分の2以上が出席した社員総会において、その4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

第38条 この法人は、社員の3分の2以上が出席した社員総会において、その4分の3以上の同意を得なければ解散することはできない。

第39条 この法人が解散したときの残余財産は、社員総会の議決を経て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第8章 付則

第40条 この定款施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

この定款の一部変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年9月16日）から施行する。

この定款の一部変更の施行の際限に改正前の定款により選任された会長は、改正後の定款第16条の規定により選任されたものとみなす。

以 上